

市有財産賃貸借契約書

貸主 新居浜市 を甲とし、借主 _____ を乙とし、甲・乙間において、次のとおり市有財産の賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「本物件」という。）を、この契約書に記載する条件をもって、乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

賃貸借物件（旧・国家公務員宿舎新居浜住宅3号棟）

(1)	所在地	新居浜市松原町7番
(2)	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建のうち1戸
(3)	号室	号室
(4)	指定用途	住居（住宅）

2 乙は、駐車場を使用しようとするときは、甲の許可を受け、賃借するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 本物件の賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、甲が指定する日までの期間に限ってこれを延長することができるものとする。

(賃借料の支払義務)

第3条 乙は、この契約による賃貸借期間の初日から、当該期間の満了又は契約の解除の日までの賃借料を甲の指定する方法により支払わなければならない。

(賃借料)

第4条 賃借料は、1日につき金1,000円（光熱水費、共用部分の共益費及び1区画分の駐車場代を含む。以下同じ。）とする。

(賃借料の支払期限)

第5条 乙は、前条の規定による賃借料を、賃貸借期間の初日までに甲の発行する納入通知書によりその指定する場所において支払うものとする。

(遵守事項)

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出や就寝時には必ず施錠するなど善良に管理するものとし、鍵を紛失したときは、速やかに甲に報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに、本物件内の備品類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、本物件において定められたルールに従い、適切に排出すること。
- (4) 本物件及び周辺の清掃を行い、住環境の保全に努めること。
- (5) その他本物件の利用に関し、甲が必要と認めること。

(行為の制限)

第7条 本物件及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これらに類すること。
- (2) 転勤などの職務上の異動において、本物件を利用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 喫煙すること。
- (6) 展示会、その他これに類する催しを行うこと。

- (7) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これらに類すること。
- (9) 周辺住民に迷惑を及ぼすこと。
- (10) 本物件の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) その他本物件の利用上ふさわしくないこと。

(貸付決定の取消)

第8条 甲は、乙が前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、本物件の貸付決定を取り消すことができる。

(現状回復及び明け渡し)

第9条 乙は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定に基づき貸付決定が取り消されたときは、直ちに本物件を原状回復して明け渡さなければならない。

2 前項の規定により本物件を明け渡すときは、甲が指定した施設管理者の確認を受けなければならない。

(立ち入り)

第10条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他施設の管理上必要があるときは、乙の承諾がなくても施設に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき原因により本物件の設備又は備品などを破損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第12条 本物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内及びその敷地内で発生した事故について、甲はその責任を負わないものとする。


(疑義等の決定)

第13条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して別に定めるものとする。

この契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印し、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸主 (甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長 石川 勝行 

借主 (乙)

..... 